

2

簡易課税制度 における間違いやすい事業 区分の判定

永見綾子 (ながみあやこ)

税理士法人山田&パートナーズ横浜事務所、マネージャー税理士。
2012年、税理士法人山田&パートナーズに入所以来、個人の相続税対策、上場企業オーナーに対する事業承継コンサルティングのほか、医業承継コンサルティング、公益法人の顧問業務等、特殊法人関連業務に従事。

はじめに

簡易課税は、仕入れに係る消費税額を課税仕入れ等の税額の合計額ではなく、課税売上に係る消費税額に一定のみなし仕入率を乗じて計算した金額をもとに計算するため、課税売上等のみを計算すればよいなど、事務手数が少なく済むのがメリットであるが、後述のように事業区分が日本標準産業分類の大分類と異なることも多く間違いを生じやすいなどのデメリットもある。事業区分の間違いや事業区分の帳簿記載の不備を税務署等から指摘されることによりみなし仕入率が変わり、仕入れに係る消費税額が大きく変わることもあるため、事業を正しく区分し適切に帳簿記載を行うことが、簡易課税で消費税額を計算する上で重要なことである。

I 間違いやすい事業区分

I 簡易課税の事業区分

簡易課税の事業区分は、第1種事業から第6種事業までであり、それぞれ該当する事業とみなし仕入率は以下のとおりである。